

# 訪問看護利用料金表(介護保険)

(令和6年6月1日改定)

訪問看護利用料(1割負担額を表示)	要介護	要支援
20分未満 吸引・導尿・経管栄養・インシュリン注射等 *週1回以上は20分以上の訪問看護を実施	266円	256円
30分未満	399円	382円
30分以上1時間未満	574円	553円
1時間以上1時間30分未満	844円	814円
複数名訪問看護加算(Ⅰ) 1人では対応困難な時、二人の看護師等が同時に訪問	30分未満: 254円/回 30分以上: 402円/回	
複数名訪問看護加算(Ⅱ) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	30分未満: 201円/回 30分以上: 317円/回	
初回加算(Ⅰ)新規に訪問看護計画を作成した利用者で退院・退所当日に初回訪問をした場合	初回月のみ 350円/月1回	
初回加算(Ⅱ)新規に訪問看護計画を作成した利用者	300円/月1回	
サービス提供体制強化加算Ⅰ 看護師の研修・伝達会議・勤続年数・健康診断等実施	6円/回	
看護体制強化加算(Ⅱ) 前6カ月間で緊急時訪問看護加算の算定割合 50%以上 前6カ月間で特別管理加算の算定割合 20%以上 前12カ月間でターミナルケア加算の算定人数 1人以上(要介護)	200円/ 月1回	100円/ 月1回
緊急時訪問看護加算Ⅰ 計画外で緊急時訪問を必要に応じて行う場合 看護業務負担軽減に資する十分な業務管理体制の整備	325円/月1回	
特別管理加算Ⅰ 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレや留置カテーテルのある人	500円/月1回	
特別管理加算Ⅱ 在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、人工肛門又は人工膀胱のある人、真皮を超える褥瘡、点滴注射を週3日以上行う必要がある人など	250円/月1回	
長時間訪問看護加算 特別管理加算Ⅰ・Ⅱが対象 *ケアプランに位置付けられた計画的な訪問看護	300円/回	
ターミナルケア加算 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った時	2,500円/月1回	

早朝(6~8時)、夜間(18~22時)は25%加算、深夜(22~6時)は50%加算

その他の利用料(実費負担)	金額
死後の処置	10,000円+消費税
通常の実施地域以外の利用者への交通費	20円/Km